

令和7年度 神戸市立神出中学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校の校訓は、「自主」「責任」「奉仕」「協力」である。また、教育努力目標には、「健康で人間性ゆたかな生徒の育成」と掲げ、①「学力の充実をはかる」 ②「たくましい心と体をつくる」 ③「思いやりの心を養う」 ④「健全な集団の育成をはかる」 ⑤「環境の整備につとめる」 ⑥「平和と郷土を愛し、国際感覚を養う」とし、教育活動を行っている。

平成8年に、神出中学校の伝統を守り続けていくという願いをこめ、「生徒宣言」が作られた。その内容は次の通りである。

『生徒宣言』

私たちは、みんなが明るく楽しく登校できる学校を作るために、次のことを誓います。

- 誰に対しても気持ちよくあいさつし、温かい心で接します。
- 相手の立場、気持ちを考えて発言し行動します。
- 命を大切にし、今を一生懸命に生きます。
- 信じ合い支え合う広い心を育みます。
- 差別やいじめを許しません。勇気をもってなくします。

そこで、この『生徒宣言』の下、生徒が楽しく心豊かに学校生活を送り、いじめのない学校をつくるために、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、「神戸市立神出中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

「神戸市立神出中学校いじめ防止基本方針」

「いじめ」とは・・・

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身に苦痛を感じているものをいう。

1 基本姿勢

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行う。
- 生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- いじめの問題について保護者・地域・関係機関との連携を深める。

※「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 教職員の意識と責務

<意識>

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるよう、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめの問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<責務>

- ・教職員は全ての生徒がいじめ等のない環境において、安心・安全に学習に取り組むことができるよう、保護者や地域等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止と早期発見に努めなくてはならない。
- ・生徒がいじめを受けていると思われるときには、個人や特定の教職員で問題を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援する責務を有する。

3 家庭の役割と保護者の責務

- ・子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに、保護者は日頃から子供の規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。
- ・子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなくてはならない。いじめを行った場合においても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

4 校内体制について

(1) 神出中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止の取組や相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、該当担任等を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

5 いじめを未然に防止するために

<生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚が持てる学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒の基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、全ての教育活動において指導する。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識がもてるよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だち等に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回以上実施する。その結果から生徒の変化等を把握し、教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリスト等を活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教職員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」についての教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、どこでも、誰にでも相談できる風通しの良い環境づくりに努める。

<保護者・地域に対して>

- ・生徒が発するサインに気づいたら、まずは学校に相談するよう依頼する。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝え、理解と協力を得る。

6 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的に設定し、生徒が悩みを相談できる時間を確保する。
- ・生活ノート等を活用し、担任と生徒が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・教職員がチャンスカウンセリングを意識し、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、タイミングを逃すことなく積極的に声かけを行う。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し、生徒との信頼関係を深める。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、電話相談窓口の周知等により、生徒の相談体制を整える。

7 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、学校と保護者が速やかに協力して生徒を守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制により事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校・家庭の協力の下、解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者の支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者の支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。
- ・いじめを行った生徒の保護者への丁寧な説明といじめ解決のための協力を依頼する。

8 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒がいじめを受けることがなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応を行い支援する。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を構築しておく。
- ・インターネットやソーシャルメディアの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

10 保護者・地域との連携

- ・地域や校区内の小学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTAや地域の会合等で、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

1 1 関係機関との連携

- ・ 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等の関係機関と連携して対応する。
- ・ 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合は、教育委員会事務局からの指導や関係機関等からの支援を仰ぐ。

1 2 いじめ事案への対処について

- ・ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録を確実にとる。
- ・ 保護者に対して、事実を説明するとともに、今後二度と起こらない体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・ いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し解決に向け、組織的に素早く誠実に支援を行う。
- ・ いじめを行った生徒へは、いじめを許さないという毅然とした指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない指導と環境を構築する。
- ・ 教育委員会事務局に事実関係を報告する。

1 3 重大事態への対応

- ・ 重大事態が発生した際は、教育委員会事務局へ迅速に報告する。
- ・ 教育委員会事務局の指示の下、調査委員会を組織して調査を実施する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに詳細を報告する。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、組織的に素早く誠実に対応し、情報を適切に提供する。

1 4 その他

- ・ 学校評価において、毎年度の学校の取組について、生徒、保護者、地域からのアンケートと学校及び教職員の自己評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組に活かす。
- ・ この基本方針は、本校の様々な状況に応じ、神出中学校いじめ問題対策委員会において点検、見直しをすすめ、適切に改訂を行う。
- ・ 「さ・し・す・せ・そ」の指導の心得
「さ」・・・最悪を想定し 「し」・・・慎重に 「す」・・・素早く 「せ」・・・誠実に
「そ」・・・組織的に

平成 29 年 2 月 13 日 改訂

平成 29 年 4 月 3 日 改訂

平成 30 年 6 月 30 日 改訂

令和 2 年 7 月 14 日 改訂

令和 4 年 4 月 19 日 改訂

令和 5 年 4 月 17 日 改訂

令和 6 年 4 月 16 日 改訂